

変圧器更新工事

特記仕様書及び図面

案内図



工事関係者以外
への複製を禁ずる

問い合わせ先

住所: 埼玉県狭山市稲荷山 2-3
(航空自衛隊入間基地)

電話: 04-2953-6131
(内線) 2628

書番

1/4

年 月

8.5

特 記 仕 様 書

1 件 名：変圧器更新工事

2 場 所：航空自衛隊 入間基地

3 工 期：自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 工事概要：本工事は変圧器4台の更新工事を行うものである。

5 一般共通事項

(1) 共通仕様

ア 図面及び本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）図面、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）による。

イ 本仕様書において適用する関係法令等は、次の各号に掲げるものによる。

(7) 電気工事士法（昭和35年8月1日法律第139号）

(4) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52号）

(9) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条令並びに各種規則類の最新版

ウ 本仕様書に記載していない事項及びその他工事実施上、疑義を生じた場合は、監督官と協議し、指示を受けるものとする。

エ 本仕様書に記載されていない事項においても、現場の収まり、取合い等の関係により必要なものは契約相手方が実施するものとする。また材料の寸法、取付け位置及び工法を変える場合は、監督官と協議により行う。この場合における工期の延長はしないものとする。

(2) 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

ア 本工事の施工場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官の許可を得るものとし、契約相手方が経費を負担するものとする。

イ 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。

ウ 仮設トイレの設置については、監督官と協議するものとし、費用については契約相手方が負担するものとする。

エ 施工中のトイレの使用については、仮設トイレ又は厚生センターのトイレを使用するものとする。これによりがたい場合は、監督官と協議するものとする。

オ 契約相手方は、基地内において本工事の施工に必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。

カ 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

キ 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本工事に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。

ク 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該工事関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、工事完成後速やかに返納すること。

ケ 契約相手方は、本工事に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

コ 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

サ 契約相手方は、本工事に従事する外国籍の作業員（下請けも含む。）については、在留カードを提出し確認を受けるものとする。なお、入門する際は、在留カードを提出し監督官による確認を受けるものとする。

(3) 基地内における共通規定事項

ア 作業時間は、8時15分から17時（基準）までとし、労働基準法第34条に基づく休憩時間（基準）を1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。

イ 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を遵守し通行する。

ウ 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。

エ 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。

オ 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこととする。

カ 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日及び日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこととする。

(4) 飛行場地区における規定事項

ア 飛行場地区における地上通行の優先権は航空機にあるものとし、人員及び車両等は航空機の行動を妨げてはならない。

イ 飛行場地区に進入する車両等は、降車し、目視点検及びFOD対策（落下要因の排除、タイヤ等に付着した土砂、小石等を除去すること。）をした後、進入するものとする。

ウ 車両等で飛行場地区を運行する場合は、飛行場勤務隊長（以下「飛勤隊長」という。）が特に許可した場合を除き、貸与する車両統制旗を視認しやすい位置に掲げるものとする。

エ 飛行場地区を運行する車両等は、特に周辺に対する見張りを厳格にするとともに、貸与された無線機を常時聴取し、管制塔からの指示に従わなければならない。ただし、無線が使用できない場合は、指向信号灯によるものとする。

オ 係留区域内を運行する車両等は、定められた通路を走行し、列線間の横断及び斜め横断等の近道をしてはならない。

カ 夜間及び悪天候時（飛行場灯台点灯時）において、走行地域を走行する赤色以外の回転灯を装備した車両等は、回転灯を点灯して運行するものとする。また、回転灯を装備していない車両等は非常点滅灯（ハザード・ランプ）を点灯させるものとする。

キ 夜間飛行訓練実施中に飛行場地区を運行する車両等は、前照灯を「減光」又は「下向き」にするものとする。

ク 車両等は、航空機及び救難関係車両が接近した場合は、余裕を持って側端等に停止し、その運行を妨げてはならない。

ケ 誘導路に進入又は横断しようとする車両等は、誘導路の手前で一旦停止し、安全を確認しなければならない。

コ 車両等の制限速度は、次のとおりとする。

(7) 滑走路 60キロメートル毎時

(4) 誘導路 40キロメートル毎時

(9) 係留区域 10キロメートル毎時

(2) 車両通行帯 20キロメートル毎時

サ 滑走路の進入及び横断は、原則として車両によるものとし、事前に飛勤隊長の承認を得るものとする。

シ 滑走路へ進入又は滑走路を横断する場合は、一時停止線で停止し、管制塔からの無線の指示に従って行動するものとする。

ス 滑走路を開放した場合は、管制塔に対してその旨を通報する。

セ 飛行場地区における人員及び車両等に対する視信号及びその意味は次のとおりとする。

(7) 指向信号灯

信号の種類	指示内容
緑色の不動光	横断（進入）支障なし。
赤色の不動光	停止（待機）せよ。
赤色のせん光	滑走路又は誘導路の外に出よ。
白色のせん光	飛行場の出発点に帰れ。（当初の位置へ戻れ。）
緑色及び赤色の交互せん光	注意せよ。

※不動光：5秒以上点滅しない灯火

せん光：1秒間隔で点滅する灯火

交互せん光：色彩の異なる光線を交互に発する灯火

(4) 滑走路灯の点滅

滑走路から50メートル（滑走路側端から滑走路距離灯までの距離の約2倍）

以遠に待機せよ。

工事関係者以外への複製を禁ずる

工事件名	変圧器更新工事	書番	2/4
中警団 基地業務群 施設隊			年 月 8.5

- (ウ) 誘導路灯の点滅
誘導路を開放せよ。
- (5) 官公署その他の届出等
ア 工事の着工、施工及び完成に当たり、関係者公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。
イ 届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
ウ 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等は、契約相手方の負担により行う。
- (6) 工事の一時中止、工期の変更
工事の一時中止、工期の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。
- (7) 文化財その他の埋蔵物
ア 文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督官に報告するものとし、措置については、監督官の指示を受ける。
イ 当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、官側が保有する。
- (8) 管理事項
ア 工事の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
イ 工事に伴い破損した箇所は、在来にならない収まり良く補修するものとする。
- ウ 工事場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
- エ 工事写真は、施工前、中、後、工事完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、工事経過の記録帳（工事写真帳）を提出するものとする。
- オ 工事写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。
- (9) 発生材の処理
ア 発生材の処理に係る経費は、契約相手方の負担によるものとする。
イ 部隊が引き継ぐものとされた発生材（有価物）は、指定場所へ種別ごとに運搬整理のうえ、仮囲い及び所要の表示等を行い監督官の確認を受け、発生材調書を添えて提出するものとする。
ウ 上記イを除く、再生資源として利用しないもの及び部隊に引き渡しを要しないものとされた発生材は全て場外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）その他関連法令等に従い適正に処理するものとする。
- (10) 提出書類等
契約相手方は、以下の書類等を提出、提示又は掲示しなければならない。ただし、監督官が提出等を要しないと指示したものは除く。
ア 工事入門許可申請
(ア) 部隊外注工事入門許可申請書
(イ) 部隊外注工事入門者名簿
(ウ) 誓約書
(エ) 基地内車両運行届書
(オ) 工事腕章
(カ) 工事腕章交付簿
イ 工事関係書類
(ア) 着工届
(イ) 現場代理人等通知書
(ウ) 工程表
(エ) 材料搬入報告書
(オ) 完成通知書
(カ) 工事写真
(キ) 工事打合せ簿
(ク) 火気使用通知書
(ケ) 部外者給水等使用通知票
(コ) 発生材調書

- (サ) 施工体制台帳等
- エ 残業の通知
次に示す施工を必要とする場合は、あらかじめ残業届を提出するものとする。
(ア) 課業時間（平日の8時15分から17時）を超える施工
(イ) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の施工
オ その他監督官が必要と指示したもの。
- (11) 現場管理
ア 施工管理
現場代理人は、工事施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。
イ 現場代理人
(ア) 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
(イ) 施工期間中は監督官と施工の開始前、終了後に必要な調整を行う。
(ウ) 品質、工程等の施工管理を行う。
(エ) 工事関係者に、工事関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
(オ) 公務員宿舍等の施工については住民への施工計画を説明し、苦情があった場合は誠意を持って対応し円滑な施工管理を行う。
(カ) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、工事に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
(キ) 工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
(ク) 溶接作業など火気を使用する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに適切な消火設備、防災シート等を設けるなどの防火措置を行う。
(ケ) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行い、監督官に報告する。
(コ) 化学製品の取扱いに当たり、健康と安全の確保及び環境保全に努める。
- ウ 後片付け
工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
- エ 交通安全管理
工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。
- オ 技術者の専任
主任技術者は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができるものとし、専任が必要ない工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- (12) 材料
ア 材料の品質等
(ア) 設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、規格証明書又は性能等を証明できる資料を監督官に提出する。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。
(イ) J I S（日本産業規格）又はJ A S（日本農林規格）のマーク表示のある材料を使用する場合は、資料の提出を省略することができる。
(ウ) 調査を要する材料については、調査に先立ち調査表等を監督官に提出する。
(エ) 工事に使用する材料は、着工に先立ち色見本及び承認図等を監督官に提出し、承認を得る。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し承認を得るものとする。

工事関係者以外への複製を禁ずる			
工事件名	変圧器更新工事	書番	3/4
中警団 基地業務群 施設隊			年 月 8.5

イ 材料の検査

- (ア) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。
(イ) 現場に搬入した材料のうち不合格となった工事材料については、遅滞なく工事現場から搬出させ、良品と交換しなければならない。この場合において交換した材料については再検査をするものとする。

ウ 材料の検査に伴う試験

- (ア) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、監督官の承諾を得た試験方法による。ただし、あらかじめ監督官の承諾を得た場合はこの限りではない。
(イ) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督官に提出する。
(ウ) 試験は、原則として監督官の立会いのもと行う。
(エ) 試験の結果は、監督官が適否を判断し合格したものでなければ使用することができない。

エ 材料の管理

- (ア) 品質管理に注意し、破損等においては契約相手方の責任において処置するものとする。
(イ) 盗難紛失等があった場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。

(13) 施工

ア 施工

- (ア) 施工は、設計図書、施工計画書及び監督官の承諾を得た工程表並びに施工図等に従って行う。
(イ) 別契約工事と施工上密接に関連する工事については、監督官の調整に協力し、当該工事関係者ととも、工事全体の円滑な施工に努める。

イ 工法の提案

- (ア) 設計図書によることが困難又は不都合な場合（特に関連法令に抵触する等）は、設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法を提案する。
(イ) 提案した工法については、監督官と協議し承諾を得て施工するものとする。

(14) 検査・確認

契約相手方は、検査又は確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。

ア 中間確認

- (ア) 監督官の確認を以下の場合に実施する。
a 隠ぺいとなる部分で施工後確認できない場合
b 施工毎、工程毎に確認を必要とする場合
c 設計図書に定められた場合
d 一工程の施工を完了した場合
e 施工の各段階の施工状況や完成状態、材料、試験結果等について、契約相手方より提出された資料や設計図書に基づき、監督官が適否を判断する場合
(イ) 確認の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、原則として抽出確認とする。ただし、監督官の指示を受けた場合はこの限りではない。

イ 完成検査

以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。なお、検査官及び監督官の事前の承諾を得た場合は、産業廃棄物管理票の写し及びその他の工事関係図書の提出については、事後の提出とすることができるものとする。

- (ア) 仕様書に示す工事の完了
(イ) 仕様書に示す工事関係図書の提出
(ウ) その他監督官の指示する事項

6 工事内容及び数量等

- (1) 本工事は共通仕様の定めに準拠し実施するものとする。
(2) 停電が必要な作業は監督官等が指定する土、日曜日又は祝祭日に完全停電で実施するものとする。
(3) 配線工事は変圧器の接続点に張力が加わらないように施工するものとする。
(4) 材料搬入後、変圧器の交流絶縁耐力試験及び絶縁抵抗測定を実施するものとする。
(5) 試験に必要な計測機器類は、契約相手方が準備するものとし、校正証明書を試験に際し提示するとともに、その写し1部を試験成績書に添付するものとする。
(6) 工事に使用する材料は、着工に先立ち監督官等の承認を受けること。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し、承認を得るものとする。

(7) 撤去工事等

名称	摘要	数量	単位	備考
油入変圧器	1φ3W 150kVA	1	台	工事場所1 屋内キュービクル
	3φ3W 500kVA	1	台	
	3φ4W 200kVA	1	台	
	3φ4W 150KVA	1	台	工事場所2 地上変台
絶縁油抜取り	撤去変圧器	4	台	一時保管場所

(8) 新設工事等

名称	摘要	数量	単位	備考
油入変圧器	1φ3W 150kVA	1	台	工事場所1 屋内キュービクル
	3φ3W 500kVA	1	台	
	3φ4W 200kVA	1	台	
	3φ4W 150KVA	1	台	工事場所2 地上変台

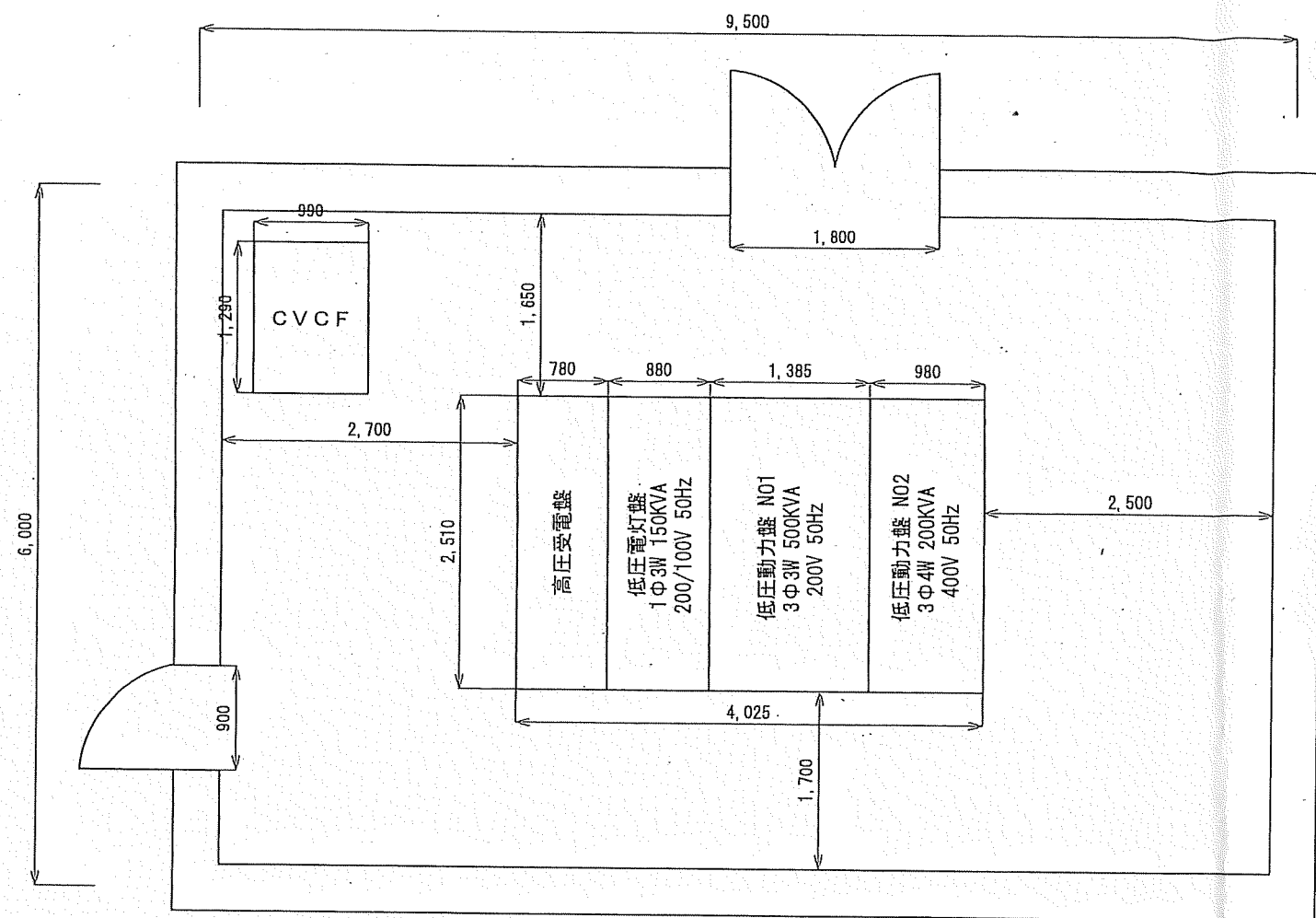
7 工事に関する要求

- (1) 撤去変圧器の絶縁油は、官側で用意した廃油缶に入れるものとし、監督官が指定する一時保管場所へ搬入するものとする。
(2) 発生材（有価物）は、種別ごとに計量するものとする。
(3) 発生材（有価物）撤去後、監督官が指定する一時保管場所へ搬入するものとする。
(4) 発生材（有価物）は、監督官の指定する平日に発生材置場へ搬入するものとする。

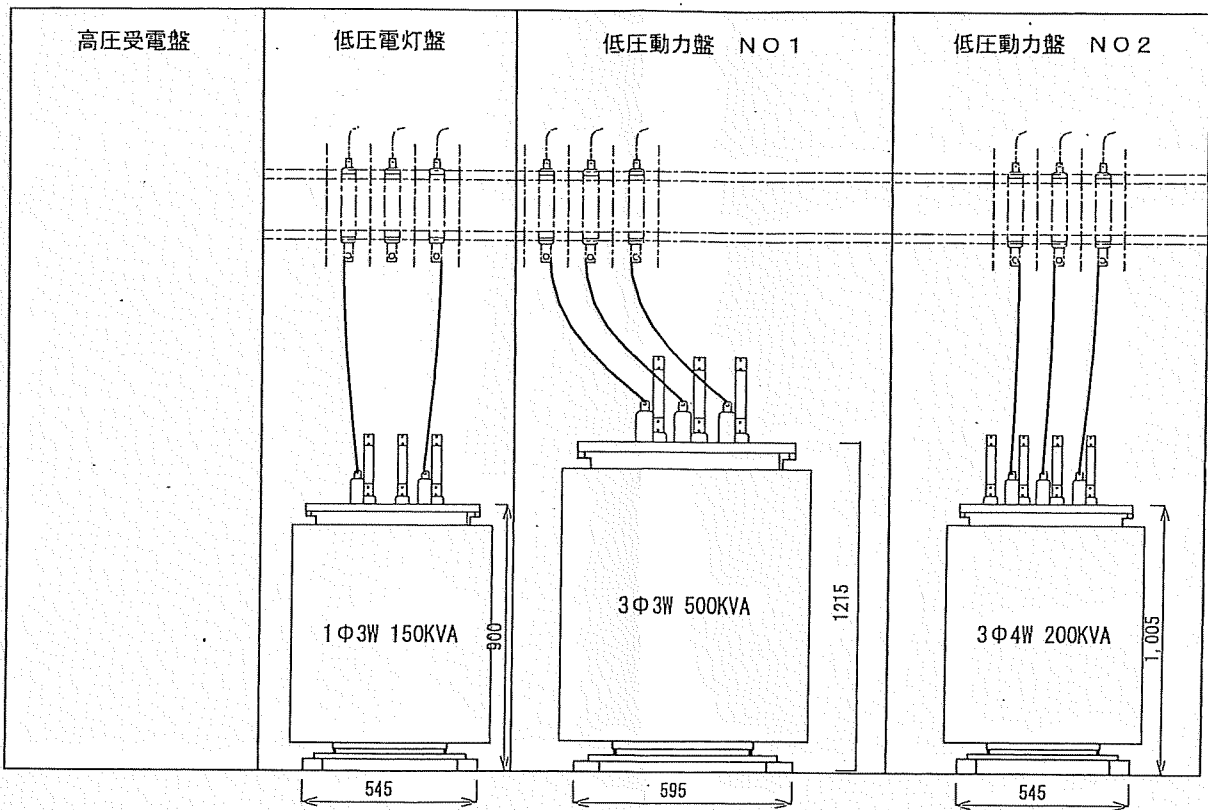
工事関係者以外への複製を禁ずる

工事件名	変圧器更新工事	書番	4/4
中警団 基地業務群 施設隊			年 月 8.5

工事場所 1



平面図



立面図

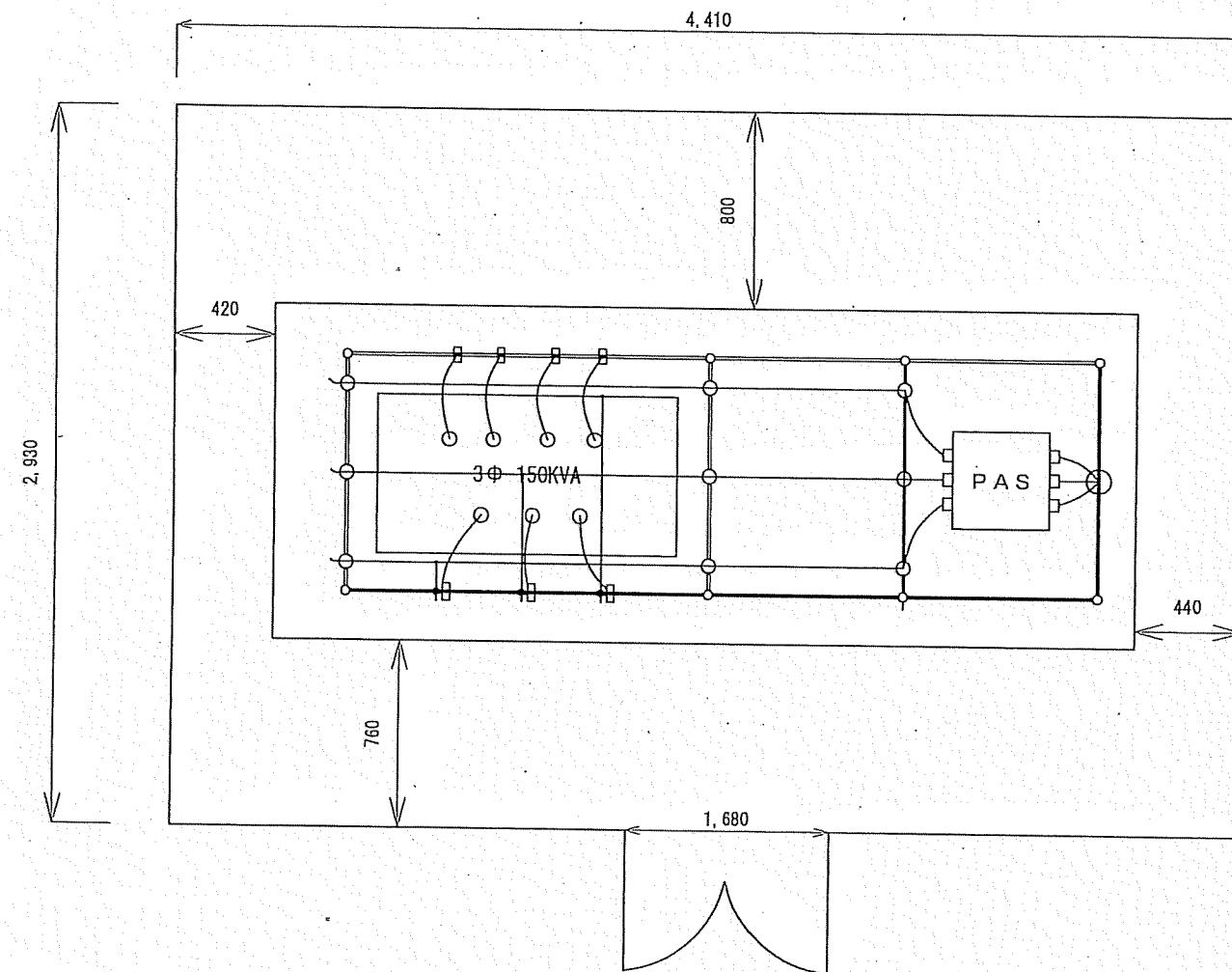
撤去・新設

名称	細目 (摘要)	数量	単位	備考
撤去	変圧器 (1Φ150kVA)	1	台	1Φ3W 6600V/210-105V 重量430kg 油量87L W0.650m×D0.685m×H0.910m
撤去	変圧器 (3Φ500kVA)	1	台	3Φ3W 6600V/210V 重量1260kg 油量255L W0.850m×D1.28m×H1.215m
撤去	変圧器 (3Φ200kVA)	1	台	3Φ4W 6600V/420-242V 重量725kg 油量165L W0.685m×D1.080m×H1.05m
新設	変圧器 (1Φ150kVA)	1	台	1Φ3W 6600V/210V-105V
新設	変圧器 (3Φ500kVA)	1	台	3Φ3W 6600V/210V
新設	変圧器 (3Φ200kVA)	1	台	3Φ4W 6600V/420V-242V

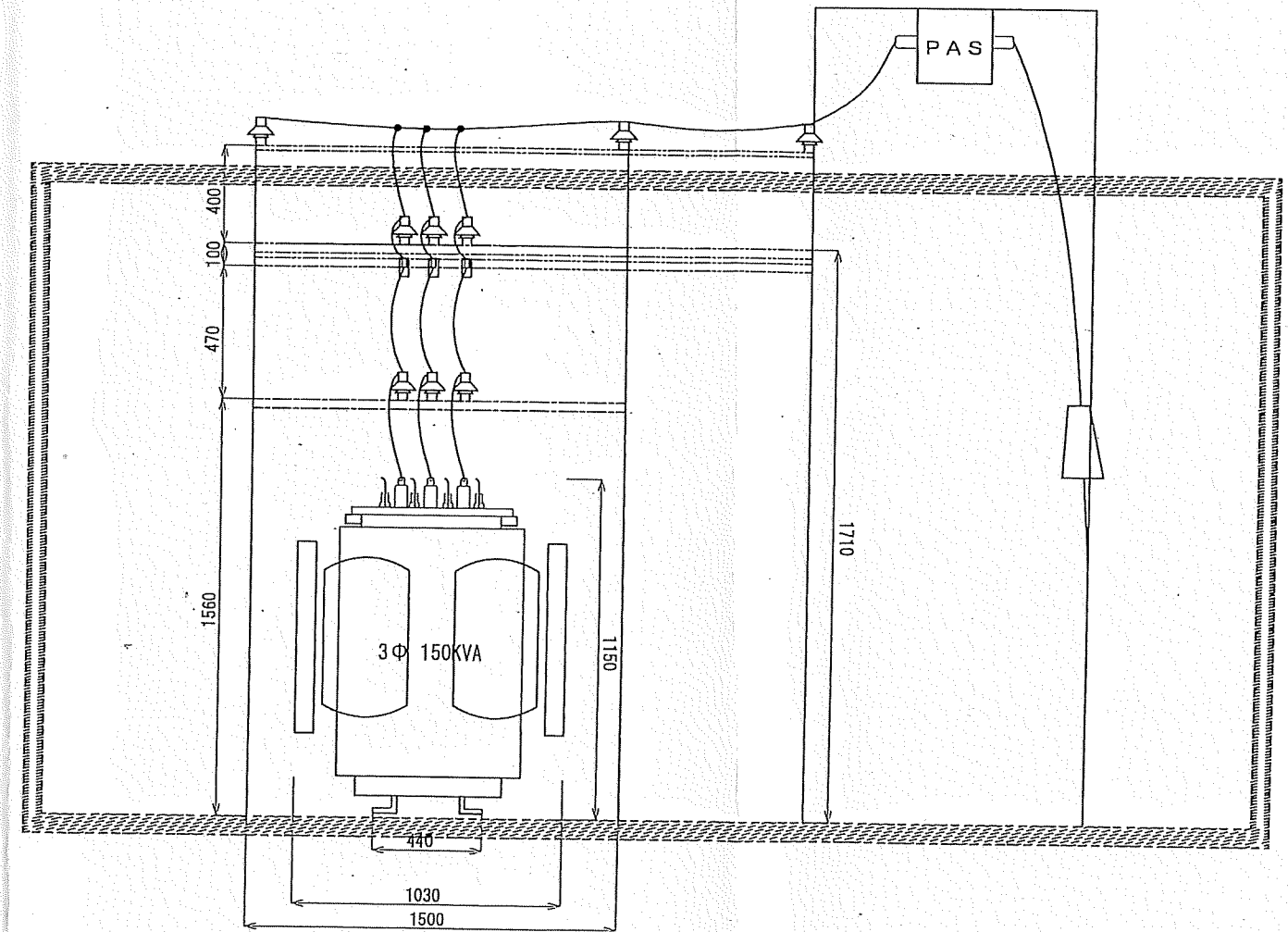
工事関係者以外への複製を禁ずる

工事件名	変圧器更新工事	図番	1/2
中警団 基地業務群 施設隊			年月 8.5

工事場所 2



平面図



立面図

撤去・新設

名称	細目 (摘要)	数量	単位	備考
撤去	変圧器 (3Φ150kVA)	1	台	3Φ4w 6600V/210-121V 総重量450kg 油量175L W1.03m×D0.65m×H1.15m
新設	変圧器 (3Φ150kVA)	1	台	3Φ4w 6600V/210V-121V

工事関係者以外への複製を禁ずる

工事件名	変圧器更新工事	図番	2/2
中警団 基地業務群 施設隊		年月	8.5